

# 鯖江市農業委員会 第 9 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 3 0 日 ( 月 )  
午後 1 時 3 0 分 開 会  
午後 3 時 1 0 分 閉 会
- 2 場 所 鯖江市役所 5 階  
クリエイティブステーション
- 3 議 事  
(1) 議案第 4 2 号 農地法第 4 条の許可申請審議について  
(2) 議案第 4 3 号 農地法第 5 条の許可申請審議について  
(3) 議案第 4 4 号 農用地利用集積計画の意見審議について
- 4 報 告 事 項  
(1) 報告第 2 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
(2) 報告第 2 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について  
(3) 報告第 2 4 号 非農地証明の発行について  
(4) 報告第 2 5 号 公共事業の施工に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告  
について
- 5 議 長 福 島 会 長
- 6 署 名 委 員 1 2 番 品 川 昌 敏 委 員 1 5 番 岩 尾 秀 規 委 員
- 7 事 務 局 齋 藤 事 務 局 長、松 田 事 務 局 次 長  
山 本 書 記

午後 1 時 3 0 分 開 会

- 事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。
- 事務局 | (欠席委員の報告)
- 事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。

引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

福島会長  
※以下議長

## 議長就任挨拶

議長

ただいまから9月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

## 異議なし

議長

では、12番 品川昌敏委員、15番 岩尾秀規委員にお願いします。

議長

次に、各部会から9月部会の報告を願います。

まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願いいたします。

3番  
笠嶋委員

9月の農政部会の報告をいたします。

9月20日、金曜日、部会長ほか5名が出席して、農政部会を開催しました。

協議事項としまして、議案第44号 農用地利用集積計画の意見審議について、協議しました。

協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願いいたします。

2番  
水嶋委員

9月の農地調整部会の報告をいたします。

9月24日 火曜日、わたしほか6名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時30分から河野委員と岡井委員の2名により、4条および5条関係の転用案件など約2時間にわたり現地調査を実施しました。

また、4条の番号1案件については、申請人立ち合いのもと、部会員全員で現地調査を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、「議案第42号 農地法第4条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

4条申請番号1（下新庄町）

（概要と目的）

本申請は、太陽光発電システムの設置を目的として、田の一時転用を行うものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、北側は農道、東側は県道、西側は用悪水路をはさんで田、南側は田と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は農振農用地ではありますが、営農型太陽光発電については、一時転用として許可が可能な申請となります。

（一般基準）

前回令和3年の許可時には4つの条件を付しています。

① 営農計画に基づき計画通りに履行するとともに、ヒサカキの標準収量の8割以上（24万円/10a）を確保出来るよう、適切な肥培管理を行うこと。については、令和4年5年と病虫害の発生したこと等により、収

量を確保できなかったが、その後の病虫害対策が奏功し、令和6年春から出荷ができるまでに至り、目標とする単収を達成しています。

② 市農業委員会の現地調査を随時受け入れ、その際の指導に従うこと。

③ 3ヶ月毎に、農業委員会へ利用状況報告を行うこと。

④ 下部の農地の単収については、出荷伝票や生産資材の領収書、写真、肥培管理作業記録等の証拠書類を保管するとともに、収量を検証可能な形で把握し農業委員会に報告すること、については、いずれも履行されています。

また、令和3年に植栽した果樹等については、令和5年の猛暑の影響からミカンが枯れてしまったこと、ブルーベリー以外の作物については出荷の目途がたたないこと、今後の営農を考慮すると、ブルーベリーを栽培に特化していきたい旨の報告がなされています。

今回の案件が許可相当である場合には、今回も引き続き同様の条件を付して許可にすることが適当であると考えます。

#### 4条申請番号2（長泉寺町2丁目）

##### （概要と目的）

本申請は、住宅建築（平屋建）を目的として、田（現況畑）の転用申請を行うものです。

##### （申請地および近隣状況）

申請地は、北側、東側、南側は宅地、西側は宅地と畑と接しています。

雨水は配管を利用し、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

##### （立地基準）

申請地は一種住宅の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

##### （一般基準）

住宅建築時に少し土地を高くするため、隣地との境界にはL型擁壁を設置するため、土砂流出はございま

せん。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2 番  
水嶋委員

議案第 4 2 号 農地法第 4 条の許可申請審議について  
番号 1 の案件では、申請人の庄司氏への質疑応答を実施しました。  
現在、庄司氏が申請地で榊(さかき)の栽培をしていることから、売上の増加に向けて、厄払いの行事にて榊の販売を行ったらどうかといった意見がありました。  
また、一時転用取り消しの際の原状復帰について、転用許可申請の際に、取り消し後、直ちに原状復帰を行う旨の書類はいただいているとのことでした。  
なお、一時転用の更新において、現在は最長 3 年の周期で更新を行っており、今後の更新周期についても審議しました。農地調整部会の意見として、四半期に一度現状報告をするというのであれば、今後も同様の周期で良いのではないかと意見となりました。  
審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。  
以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

3 番  
笠嶋委員

今後の営農型太陽光発電の申請時の対応として、農業委員会でもどう対応すべきか。

事務局

令和 3 年より転用許可制度が厳しくなっており、太陽光パネルの下以外も農地として使用すべきとなっている。今後同様の内容が出てきた場合、太陽光発電設備や下部農地で栽培される農作物の種別などから総合的に判断することになる。榊の場合は、遮光がない方が栽培

しやすい。

10番  
山岸委員

営農型のマニュアルみたいなものはあるのか。

事務局

農政省が出しているガイドラインがある。

7番  
鷺田委員

申請人が申請地に通っている頻度はどうなのか。

事務局

猛暑の影響もあり、朝と夕方に毎日水やりに行かれています。

議長

他市町の案件では、地植えから鉢植えに切り替えているものもある。鯖江市でもそういう指導をしていくべきではないか。

事務局

鉢植えも考え方としてはあるが、現状の榊の栽培方法で出荷ができており、売上もある。県からの営農指導もあるため、今後は四半期ごとの報告も見ながら判断していく。

議長

また、他の市町では、同様な営農型の案件について、1年の許可期間で更新を行っている。しかし、営農状況や出荷状況を考慮し、3年の許可期間の更新ではなく、1年ごとの経過観察が必要ではないか。

そこで、転用許可の条件である、収量の確保・農業委員会による現地調査の担保、四半期ごとの営農状況報告および作業日誌や販売等の記録に加えて、一時転用の期間を1年として許可してよろしいか皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。「一時転用の許可期間を1年とするについて」は、提案のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、一時転用の許可期間を1年とするので可決決定されました。

議長

他にご意見ございませんか。「議案第42号 農地法第4条の許可申請審議について」は、説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

なお、番号1番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、「議案第42号 農地法第4条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

議長

次に、「議案第43号 農地法第5条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

5条申請番号1（水落町1丁目）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が、共同住宅建築（有料老人ホーム）を目的として、畑に賃借権を設定するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、北側、東側は宅地、西側、南側は市道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地

と判断します。

(一般基準)

隣接農地はございません。

5条申請番号2(糺町)

(概要と目的)

本申請は、貸資材置場の設置を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側、西側は宅地、北側は国道、南側は水路をはさんで、市道と接しています。

雨水は自然流下により、南側の水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はございません。

5条申請番号3(持明寺町)

(概要と目的)

本申請は、貸資材置場の設置を目的として、田の所有権を取得するものです。

また、譲受人は、資材置場を利用する法人の経営者となります。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は用水路をはさんで市道、西側は宅地、畑、北側は市道、南側は宅地に接しております。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は、一定レベル住宅等が連坦する区域に近接する区域内にある農地の区域で、第2種農地と判断します。

また、代替地として、申請地以外も検討しましたが、現行の資材置場から近く、一定の面積を確保できる土地

が、本申請地以外に適地がないことから、本申請に至っております。

申請地は「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域内にある農地の区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」であるため、第2種農地と判断します

(一般基準)

隣接農地との境界には、コンクリートブロックを設置し、土砂流出を防ぎます。なお、隣接農地所有者は譲渡人であり、事業計画について説明済みで了承を得ております。

5条申請番号4(米岡町)

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲(4区画)を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側、東側、西側は市道、南側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝等に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はございません。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番  
水嶋委員

議案第43号 農地法第5条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので「議案第43号 農地法第5条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、「議案第43号 農地法第5条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。

議長 次に、議案第44号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第25号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3番  
笠嶋委員 議案第43号 農地法第5条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。  
以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので「議案第4

4号 農用地利用集積計画の意見審議について」農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、議案第44号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

次に、報告事項について事務局から説明を願います。

事務局

(報告第22～25号について説明)

議長

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

(連絡事項)

議長

それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後3時10分閉会